

## 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第61-21-00392号		
件名	令和5年度土木工事設計積算システム改修業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 9月 13日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,705,000 円	主管課	61 計画課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000107130 東芝デジタルソリューションズ(株)北海道支社		

## 入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
東芝デジタルソリューションズ(株)北海道支社		1,550,000					決定
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- 1 件名 令和5年度 土木工事設計積算システム改修業務
- 2 業務内容 「土木工事設計積算システム」は、本市で発注する土木工事の設計積算に使用している積算システムである。本業務は、水道独自の部分である「水道積算システム」に関して、国交省および厚労省歩掛改定に伴う水道局独自歩掛の変更や設計積算の更なる効率化を図るため、水道仕様の積算体系改良及び施工単価の新規作成などを行い、適正な積算かつ精査しやすい積算システムへの改良を行うものである。
- 3 業者特定 東芝デジタルソリューションズ株式会社 北海道支社
- 4 特定理由 (1) 「土木工事設計積算システム」の著作権は上記業者が有しており、「水道積算システム」はその一部である。  
  
(2) 「土木工事設計積算システム」は、財政局 工事管理室が開発及び保守管理を主管しており、その運用維持管理業務は上記業者が受託している。

以上の理由で、上記の業者を特定する。

- 5 根拠規定 「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号」に該当すると判断されるため。

# 入札（見積）結果調書

令和 5 年度

契約番号	第32-21-00400号		
件名	衛星画像解析による漏水調査業務		
入札(見積)年月日	令和 5年 9月 13日	午前 9時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	6,864,000 円	主管課	32 給水課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290その他		円
落札(決定)業者	60000111900 ジャパン・トゥエンティワン株式会社		

入札（見積）経過 (単位: 円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
ジャパン・トゥエンティワン株式会社		6,240,000					決定

(備考)



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

### 記

- 1 件名 衛星画像解析による漏水調査業務
- 2 事業者名 ジャパン・トゥエンティワン株式会社
- 3 特定理由

本市の漏水調査については、ブロック計量によるデータ等に基づいて漏水可能性が高いと思われる配水ブロックを選定し、音聴作業を主体とする調査を実施している。しかしながら、予想より早い腐食の進行等から漏水事故が発生するケースもあったため、調査頻度を上げて、地下に潜在する漏水を微小なうちに早期発見することが必要であり、コスト増を伴うことなく効果的・効率的な調査を行うためには、先進技術の活用が有用と考える。

昨年度に試行したICTを活用した先進技術である「AIによる衛星画像解析」については、従来方法と比較して漏水発見率や費用対効果が高く、音聴調査の絞込み技術として有効である結果が得られた。一方で、検知精度については改良の余地があると考えられることから、昨年度と同様に当技術を活用する業務委託を行い、導入効果を一層高めていくための検証も行うこととしている。

当該技術はイスラエルのアステラ社固有の先進技術であり、当該技術を用いた漏水調査業務を受託できるのは、アステラ社の日本国内代理店のみである。昨年度はジャパン・トゥエンティワン株式会社が唯一の代理店であり、今年度は代理店が複数社に増えたところであるが、精度向上の取組を含む当該業務を履行できるのは、昨年度の業務履行により本市での調査状況を詳細に把握するとともに、他都市での履行実績が多数ありノウハウを有しているジャパン・トゥエンティワン株式会社のみである。

したがって、上記業者に本業務を委託することが妥当である。

- 4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。